

## 第1号議案 東京都市大学 校友会 石川支部 規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、東京都市大学 校友会 石川県支部とする。

（目 的）

第2条 本会は、支部会員相互の親睦とその交友を深めると共に、東京都市大学及び東京都市大学校友会の発展に寄与することを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 総会の開催
- （2） 会員名簿の発行
- （3） 東京都市大学校友会の援助
- （4） 親睦会の開催
- （5） その他適当と認められる事業

（会 員）

第4条 本会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- （1） 石川県に在住又は在勤する東京都市大学及びその前身校の卒業生又はこれに準じる者
- （2） 石川県出身者の東京都市大学在学学生

（総 会）

第5条 総会は1年1度開催し、次の事項を審議する。但し、審議事項がない場合は開催しないこともできる。

- （1） 主要事項の決議
- （2） 会員の親睦交流
- （3） 役員の改選に関する事
- （4） その他必要な事

（決 議）

第6条 総会の議事は、出席者の過半数の賛同により決するものとする。

(役員)

第7条 本支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 各地区1名
- (3) 会計監事 2名
- (4) 幹事 各地区若干名
- (5) 顧問 若干名
- (6) 事務局 若干名

(役員の仕事)

第8条 支部長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはこれを代理する。
- 3 会計監事は本会の会務状況及び収支決算を監査する。
- 4 幹事は会員相互の連絡に任じ、支部長及び副支部長を補佐し、会務の執行に当る。
- 5 事務局は本会の事務を処理する。

(役員を選任)

第9条 役員は総会において正会員の中から選任する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、4年後の総会までとする。

- 2 役員に欠員が生じた場合の補欠者の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員の仕事は妨げない。

附 則

この規約は、2017年(平成29年)総会の日から施行する。